

○家畜改良増殖法関係三段表

○家畜改良増殖法関係三段表	○家畜改良増殖法施行令	○家畜改良増殖法施行規則
<p>最終改正：令和二年四月二十四日法律第二十一号 (昭和二十五年五月二十七日法律第二百九号)</p> <p>第一章 総則（第一条～第三条） 第二章 種畜等（第四条～第十条） 第三章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植 第四節 特定家畜人工授精用精液等の特例（第三十二条の二～第三十二条八） 第五章 雜則（第三十八条～第四十二条） 附則</p>	<p>最終改正：令和二年九月 日政令第 号 (昭和二十五年八月十九日政令第二百六十九号)</p> <p>内閣は、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三条第一項、第四条第一項、第三十七条並びに附則第一項及び第六項の規定に基き、この政令を制定する。</p> <p>第一章 種畜等（第一条～第十四条） 第二章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限等（第十五条～第二十一条） 第三章 家畜登録事業（第三十二条の九～第三十二条の十一） 第四章 雜則（第三十三条～第三十七条の二） 第五章 罰則（第三十八条～第四十二条） 附則</p>	<p>最終改正：令和二年九月 日農林水産省令第 号 (昭和二十五年八月十九日農林省令第九十六号)</p> <p>内閣は、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）を実施するため、及び同法に基づき、家畜改良増殖法施行規則を次のように定める。</p> <p>第一章 種畜等（第一条～第十四条） 第二章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限等（第十五条～第二十一条） 第三章 家畜登録事業（第三十二条の九～第三十二条の十一） 第四章 特定家畜人工授精用精液等の特例（第四十一条～第四十四条） 第五章 雜則（第四十九条～第五十二条） 附則</p>
<p>（目的） 第一条 この法律は、家畜の改良増殖を計画的に行うための措置並びにこれに関する必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する規制等について定めて、家畜の改良増殖を促進し、もつて畜産の振興を図り、あわせて農業経営の改善に資することを目的とする。</p> <p>（国等の責務） 第二条 国及び都道府県は、家畜の改良増殖の促進に必要な施策を積極的に講ずる責務を有する。</p> <p>2 種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師その他の関係者は、国及び都道府県が行う家畜の改良増殖の促進に必要な施策に協力しなければならない。</p> <p>（定義） 第三条 この法律において「種畜」とは、牛、馬その他政令で定める家畜の雄であつて、その飼養者が第四条の規定による種畜証明書の交付を受けているものをいう。</p> <p>2 この法律において「家畜人工授精」とは、牛、馬、山羊又は豚の雄から精液を採取し、処理し、及び雌に注入することをいう。</p> <p>3 この法律において「家畜受精卵移植」とは、家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植をいう。</p> <p>4 この法律において「家畜体内受精卵移植」とは、牛その他政令で定める家畜の雌から受精卵を採取し、処理し、及び雌に移植することをいう。</p>	<p>（法の施行期日） 第一条 家畜改良増殖法（以下「法」という。）の施行期日は、昭和二十五年八月二十日とする。</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、家畜の改良増殖を計画的に行うための措置並びにこれに関する必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する規制等について定めて、家畜の改良増殖を促進し、もつて畜産の振興を図り、あわせて農業経営の改善に資することを目的とする。</p> <p>（国等の責務） 第二条 国及び都道府県は、家畜の改良増殖の促進に必要な施策を積極的に講ずる責務を有する。</p> <p>2 種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師その他の関係者は、国及び都道府県が行う家畜の改良増殖の促進に必要な施策に協力しなければならない。</p> <p>（定義） 第三条 この法律において「種畜」とは、牛、馬その他政令で定める家畜の雄であつて、その飼養者が第四条の規定による種畜証明書の交付を受けているものをいう。</p> <p>2 この法律において「家畜人工授精」とは、牛、馬、山羊又は豚の雄から精液を採取し、処理し、及び雌に注入することをいう。</p> <p>3 この法律において「家畜受精卵移植」とは、家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植をいう。</p> <p>4 この法律において「家畜体内受精卵移植」とは、牛その他政令で定める家畜の雌から受精卵を採取し、処理し、及び雌に移植することをいう。</p>	<p>（目的） 第一条 この法律は、家畜の改良増殖を計画的に行うための措置並びにこれに関する必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する規制等について定めて、家畜の改良増殖を促進し、もつて畜産の振興を図り、あわせて農業経営の改善に資することを目的とする。</p> <p>（法の施行期日） 第一条 家畜改良増殖法（以下「法」という。）の施行期日は、昭和二十五年八月二十日とする。</p> <p>（目的） 第一条 この法律は、家畜の改良増殖を計画的に行うための措置並びにこれに関する必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する規制等について定めて、家畜の改良増殖を促進し、もつて畜産の振興を図り、あわせて農業経営の改善に資することを目的とする。</p> <p>（法の施行期日） 第一条 家畜改良増殖法（以下「法」という。）の施行期日は、昭和二十五年八月二十日とする。</p>

（令和二年八月三十一日更新）

5 この法律において「家畜体外受精卵移植」とは、牛その他政令で定める家畜の雌又はそのとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外授精（牛その他の政令で定める家畜の雄から採取され、及び処された精液に未受精卵を浸すことをいう。以下同じ。）を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理し、及び雌に移植することをいう。

第一章の二 家畜の改良増殖に関する目標等

（家畜改良増殖目標）

第三条の二 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、牛、馬、めん羊、山羊、豚及び政令で定めるその他の家畜（次章及び第三章を除き、以下单に「家畜」という。）につき、その種類ごとに、その改良増殖に関する目標（以下「家畜改良増殖目標」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2 家畜改良増殖目標は、家畜の能力、体型、頭数等についての一定期間における向上に関する目標を定めるものとし、その期間における家畜の飼養管理及び利用の動向並びに畜産物の需要の動向に即するものでなければならぬ。

3 農林水産大臣は、家畜改良増殖目標を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 家畜の改良増殖の目標
- 二 計画の期間
- 三 一種付け又は家畜人工授精の用に供する家畜の雄で優良な血統、能力及び体型を有するものの配置、利用及び更新に関する事項
- 四 家畜体内受精卵移植の用に供する受精卵（以下「家畜体内受精卵」という。）の採取の用に供する家畜の雌で優良な血統、能力及び体型を有するものの配置、利用及び更新に関する事項
- 五 家畜体内受精卵移植の用に供する卵巣（以下「家畜卵巣」という。）の採取の用に供する家畜の雌（そのとたいから家畜卵巣を採取する家畜の雌を含む。）で優良な血統、能力及び体型を有するものの利用に関する事項
- 六 第三号に規定する家畜の雄の生産施設、家畜人工授精施設、家畜受精卵移植施設その他の家畜改良増殖施設の整備拡充に関する事項
- 七 家畜の能力検定の実施及び改善に関する事項
- 八 講習会、共進会等の開催その他の家畜改良増殖技術の改良及び普及に関する事項

- 3 家畜改良増殖計画には、前項各号に掲げる事項のほか、家畜に関する試験及び研究に関する事項その他の家畜の改良増殖を図るために必要な事項を定めるよう努めるものとする。
- 4 都道府県知事は、家畜改良増殖計画を定めようとするときは、畜産に関する専門的知識又は経験を有する者の意見を聽かなければならない。
- 5 都道府県知事は、家畜改良増殖計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（家畜改良増殖計画）

第三条 法第三条の二第一項の家畜改良増殖目標は、おおむね五年をこえない範囲内で農林水産大臣が定める期間ごとに、その後の十年間につき定めるものとする。

第三条 法第三条の二第一項の家畜改良増殖目標は、おおむね五年をこえない範囲内で農林水産大臣が定める期間ごとに、その後の十年間につき定めるものとする。

第三条の四 国は、都道府県知事が前条第一項の規定により家畜改良増殖計画を定めた場合には、当該都道府県に対し、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）の所有する優良な資質を有する家畜の貸付けの促進その他当該家畜改良増殖計画の実施に必要な援助を行うよう努めるものとする。

（家畜改良増殖目標等と家畜の改良増殖のための措置）

第三条の五 農林水産大臣又は都道府県知事は、次条第三項の家畜の血統、能力及び体型による等級に係る基準又は第二十七条の規格を定め、その他次章から第四章までの規定を実施するに当たつては、それぞれ、家畜改良増殖目標又は家畜改良増殖計画に即し、その達成に資することとなるように努めるものとする。

第二章 種畜等

（種付け等の制限）

第四条 牛、馬その他の政令で定める家畜の雄は、その飼養者において、センターが毎年定期に行う検査を受け、農林水産大臣から種畜証明書の交付を受けているものでなければ、種付け又は家畜人工授精若しくは家畜体外授精（家畜体外受精卵移植のために行う体外授精をいう。以下同じ。）の用に供する精液（以下「家畜人工授精用精液」という。）の採取の用に供してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 本邦（本州、北海道、四国、九州及びその附属の島をいう。以下同じ。）以外の地域又は第三十七条の規定により指定された島から輸入し、又は移入した家畜の雄であつて、その飼養者において、センターが臨時に行う検査を受け、農林水産大臣から種畜証明書の交付を受けているものを種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供する場合

二 病疾その他やむを得ない事由によつてセンターが定期に行う検査を受けることができなかつた家畜の雄であつて、その飼養者において、都道府県知事が臨時に行う検査を受け、種畜証明書の交付を受けているものを当該都道府県の区域内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供する場合

三 学術研究のため種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供する場合その他農林水産省令で定める場合

【第三条参照】

第一章 種畜等

（検査の方法）

第一条 独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、家畜改良増殖法（以下「法」という。）第四条第一項本文の検査（以下「定期検査」という。）及び同項第一号の検査（以下「センターラの臨時検査」という。）を行うときは、次の各号のいずれかに該当する職員にこれらの検査を担当させなければならない。

一 獣医師又は家畜人工授精師
二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は高等専門学校において、獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

三 学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した場合にあつては、家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善の業務に三年以上従事している者
四 農林水産大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者

（検査の期日及び場所）

第一条 センターは、定期検査及びセンターラの臨時検査の期日、場所その他必要な事項を検査期日の二十日前までに公表しなければならない。

2 都道府県知事は、法第四条第一項第二号の検査（以下「地方の臨時検査」という。）の期日、場所その他必要な事項を検査期日の二十日前までに公表しなければならない。

（種付け等の制限の特例）

第三条 法第四条第一項第三号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第四条第一項本文の家畜の雄の飼養者が行う行為であつて次に掲げるものの用に供する場合
イ 自己の飼養する雌についてのみ行う種付け
ロ 自己の飼養する雌についてのみ行う行為であつて次に掲げるものの用に供する家畜人工授精用精液（法第四条第一項に規定する家畜人工授精用精液をいう。以下同じ。）の採取
(1) 家畜人工授精（法第三条第二項に規定する家畜人工授精をいう。以下同じ。）

(2) 家畜体外受精卵移植（法第三条第五項に規定する家畜体外受精卵移植をいう。以下同じ。）

二 法第四条第一項本文の家畜の雄であつて、専ら一の都道府県の区域内において飼養され、当該都道府県においてその改良増殖が計画的に行われるものと認められる家畜の品種として農林水産大臣が指定するものに属するものであり、かつ、当該都道府県の区域内の家畜人工授精所その他の農林水産大臣が指定する場所において飼養されるものを当該都道府県の区域内において種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供する場合

（検査の申請）

第四条 法第四条第一項の検査（以下「種畜検査」という。）を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を、定期検査及びセンターの臨時検査にあつてはセンターに、地方の臨時検査にあつては都道府県知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、検査の際に第一条に規定するセンターの職員又は地方の臨時検査を担当する者（以下「検査担当者」という。）にこれを提出することができる。

（必要書類の呈示）

第五条 種畜検査を受けようとする者は、検査の際、当該家畜の血統、能力及び経歴を証明する書類並びに法第九条第二項の規定による種付台帳があるときはこれを検査担当者に呈示しなければならない。

（検査に係る疾患の種類）

第六条 法第四条第二項の農林水産省令で定める疾患は、次に掲げるものとする。

一 伝染性疾患

イ 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項の表の上欄に掲げる伝染性疾病及びこれらの伝染性疾病の疑症

- ロ 牛については、牛伝染性鼻炎管炎、ブルータング、ランビースキン病、牛カンピロバクター症、トリコモナス病、トリパノソーマ病及びレンブトスピラ症（レブトスピラ・ポモナによるものに限る。）
- ハ 馬については、トリペノソーマ病、仮性皮疽、馬バラチフス、馬伝染性子宮炎及びこうしん
- ニ 豚については、オーニエスキーキ病、豚繁殖・呼吸障害症候群及び豚エンテロウイルス性脳脊髄炎

二 遺伝性疾患

イ 牛について

(1) 肉用の品種であつて農林水産大臣が指定するものについては、遺伝性先天性ボルフィリン症、遺伝性特発性てんかん、遺伝性けいれん性不全麻痺、遺伝性先天性軟骨発育不全症、遺伝性長期在胎、遺伝性の奇型、クローディン十六欠損症、第十三因子欠損症、バンド三欠損症、I A R S 異常症及びモリブデン補酵素欠損症並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患

(2) 乳用の品種であつて農林水産大臣が指定するものについては、遺伝性先天性ボルフィリン症、遺伝性特発性てんかん、遺伝性けいれん性不全麻痺、遺伝性先天性軟骨発育不全症、遺伝性長期在胎、遺伝性の奇型、牛白血球粘着性欠如症、牛複合脊椎形成不全症及び牛短脊椎症並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患

(3) (1)及び(2)の農林水産大臣が指定する品種以外のものについては、遺伝性先天性ボルフィリン症、遺伝性特発性てんかん、遺伝性けいれん性不全麻痺、遺伝性先天性軟骨発育不全症、遺伝性長期在胎、遺伝性の奇型、牛白血球粘着性欠如症、牛複合脊椎形成不全症及び牛短脊椎症並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患

2 前項の検査は、その家畜が農林水産省令で定める伝染性疾患及び遺伝性疾患並びに繁殖機能の障害（以下「疾患」と総称する。）を有しないかどうかについて行う。

3 前項の検査は、その家畜が農林水産省令で定める伝染性疾患及び遺伝性

第一項の種畜證明書には、種畜の血統、能力及び体型による等級を記載しなければならない。

4 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、第一項の種畜證明書の交付、書換交付及び再交付の手続に関する事務をセンターに委託することができる。

れん性不全麻ひ、遺伝性先天性軟骨發育不全症、遺伝性長期在胎及び遺伝性の奇型並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患
ロ 馬については、遺伝性先天性振戦、遺伝性クル病、遺伝性増殖性皮膚炎及び遺伝性の奇型並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患
ハ 豚については、遺伝性先天性振戦、遺伝性クル病、遺伝性増殖性皮膚炎及び遺伝性虹彩欠損症及び遺伝性の奇型並びにこれらを後代に発現させる遺伝性疾患
三 繁殖機能の障害
精巢炎、精巢機能減退、精巢い縮、潜在性精巢、陰のう炎、ぼつ起不全症、陰茎脱、陰茎弯曲症、亀頭包皮炎、包茎、精のうせん炎、前立せん炎、精巢及び副生殖器の發育不全及びしうよう並びに陰茎及び包皮の裂傷

（種畜の等級） 第七条 法第四条第三項の等級は、特級、一級、二級及び級外の四階級に区分する。

2 前項の等級の判定基準は、農林水産大臣が告示で定める。

（委託の方法）

第四条 法第四条第四項の規定による委託は、次に定めるところにより行うものとする。
一 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。

イ 委託に係る種畜證明書の交付、書換交付及び再交付の手続に関する事務を処理する場所及び方法に関する事項
ロ 委託契約の期間及びその解除に関する事項
ハ その他農林水産省令で定める事項

二 委託をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公示すること。

（種畜證明書の書換交付）

第五条 種畜の飼養者は、種畜證明書の記載事項に農林水産省令で定める変更を生じたときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣が交付した種畜證明書については農林水産大臣に、都道府県知事が交付した種畜證明書については当該都道府県知事に、その書換交付を申請することができる。

（種畜證明書の再交付）

第六条 種畜の飼養者は、種畜證明書を汚し、損じ、又は失つたときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣が交付した種畜證明書については農林水産大臣に、都道府県知事が交付した種畜證明書については

（種畜證明書の記載事項の変更） 第八条の二 家畜改良増殖法施行令（昭和二十五年政令第二百六十九号。以下「令」という。）第四条第一号ハの農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 委託に係る事務の内容
二 委託に係る事務を処理する場所

（種畜證明書の記載事項の変更）

第八条の三 令第四条第二号の規定による公示は、次に掲げる事項を明らかにすることにより行うものとする。

一 委託に係る事務の内容
二 委託に係る事務を処理する場所

（種畜證明書の書換交付及び再交付の手続）

第十一条 令第五条の規定による種畜證明書の書換交付の申請は、別記様式第三号による申請書に種畜證明書を添えてしなければならない。

一 令第六条第一項の規定による種畜證明書の再交付の申請は、別記様式第三号による申請書を提出してしなければならない。この場合において、種畜證明書を汚し、又は損じたためその再交付を申請しようとする者は、申請書に種畜證明書を添えて提出しなければならない。

<p>(種付け等の禁止)</p> <p>第五条 種畜が疾患にかかることを知りながら、これを種付け又は家畜人工授精用精液の採取の用に供してはならない。但し、前条第一項第三号の場合は、この限りでない。</p>
<p>(種畜証明書の有効期間)</p> <p>第六条 第四条第一項本文の規定によりセンターが定期に行う検査に基づいて農林水産大臣が交付する種畜証明書の有効期間は、検査の日から一箇年とする。</p>
<p>2 農林水産大臣は、天災その他やむを得ない事由により前項の検査の日から一箇年以内にセンターが次の定期の検査を行うことができない場合には、同項の規定にかかわらず、同項の有効期間を六箇月以内に限り延長することができる。</p>
<p>3 第四条第一項第一号及び第二号の規定によりセンター又は都道府県知事が臨時に行う検査に基づいて農林水産大臣又は都道府県知事が交付する種畜証明書の有効期間を六箇月以内に限り延長することができる。</p>
<p>(種畜証明書の効力の取消又は停止)</p> <p>第七条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第三十五条の検査の結果、疾患にかかると認めた種畜について、その疾患の程度により、それぞれその交付した種畜証明書の効力を取り消し、又は停止することができる。</p>
<p>2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定により種畜証明書の効力を停止した場合において当該種畜の疾患がなおつたときは、すみやかにその停止を解除しなければならない。</p>

<p>(種畜の公示)</p> <p>第八条 農林水産大臣は、第四条第一項本文又は同項第一号の種畜証明書を交付した場合、第六条第二項の規定により種畜証明書の有効期間を延長した場合、前条の規定により種畜証明書の効力を取り消し、停止し、又は停止を解除した場合その他農林水産省令で定める場合は、当該種畜の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通報しなければならない。</p>
<p>2 都道府県知事は、前項の通報を受けた場合、第四条第一項第二号の種畜証明書を交付した場合、前条の規定により種畜証明書の効力を取り消し、停止し、又は停止を解除した場合その他農林水産省令で定める場合は、その旨を公示しなければならない。</p>
<p>(種畜の飼養者の種畜証明書の提示等)</p> <p>第九条 種畜の飼養者は、種付けを受けようとする家畜の飼養者その他農林水産省令で定める者から要求があつたときは、種畜証明書を提示しなければならない。</p>
<p>2 種畜の飼養者は、種付台帳を備えて、種付け及び家畜人工授精用精液の</p>

<p>2 当該都道府県知事に、その再交付を申請することができる。</p>
<p>種畜の飼養者は、種畜証明書の再交付を受けた後、失った種畜証明書を発見したときは、速やかに、農林水産大臣が交付した種畜証明書については農林水産大臣に、都道府県知事が交付した種畜証明書については当該都道府県知事に、旧種畜証明書を返納しなければならない。</p>
<p>3 前二項の規定による申請をする者のうち農林水産大臣に対して申請をするものは、その手数料を申請書に収入印紙をはり付けて納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律五百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前二項の規定による申請をするときは、当該申請により得られた納付情報により、現金をもつて納付するものとする。</p>
<p>第十二条 法第八条第一項及び第二項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p>
<p>1 種畜証明書を書換交付したとき。</p>
<p>2 令第七条第一項第三号の場合において、種畜証明書の返納があつたとき。</p>

<p>(種畜証明書の提示の相手方)</p> <p>第十三条 法第九条第一項の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 獣医師及び家畜人工授精師</p> <p>二 家畜伝染病予防法の家畜防疫官及び家畜防疫員</p>
--

採取に関する事項を記載しなければならない。

三 農業共済組合及び農業共済組合連合会の関係技術員

4 3 種畜の飼養者は、前項の種付台帳を五年間保存しなければならない。

種畜の飼養者は、種付けを受けた雌の家畜の飼養者から種付証明書の交付を要求されたとき、又はその種畜から家畜人工授精用精液を採取した獸医師（獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）第八条第二項の規定によりその業務が停止されている者を除く。第十四条第一項及び第二項を除き、以下同じ。）若しくは家畜人工授精師からその精液採取に関する証明書の交付を要求されたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（家畜体内受精卵等の採取の制限）

第九条の二 牛その他政令で定める家畜の雌は、その飼養者において、農林水産省令で定める伝染性疾患及び遺伝性疾患有しないことについての獸医による診断を農林水産省令で定めるところにより受け、診断書の交付を受けたもの（次項において「診断書交付家畜」という。）でなければ、家畜体内受精卵の採取の用に供してはならない。ただし、学術研究のため家畜体内受精卵の採取の用に供する場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

（診断に係る疾患の種類）

第十三条の二 法第九条の二第一項の農林水産省令で定める伝染性疾患は、次に掲げるものとする。ただし、雌の家畜のとたいから家畜卵巣（法第三条の三第二項第五号に規定する家畜卵巣をいう。以下同じ。）を採取する場合にあつては、当該雌の家畜又はそのとたいについてと畜場法（昭和二十一年法律第百十四号）第十四条第一項から第三項までの都道府県知事の行う検査を行うときは、当該検査において検査される疾患を除くことができる。

- 一 第六条第一号イに掲げる伝染性疾患（ブルセラ病を除く。）
- 二 牛伝染性鼻気管炎、ブルータング、ランビースキン病、トリパノソーマ病及びレブトスピラ症（レブトスピラ・ボモナによるものに限る。）

（獸医師の診断）

第十三条の三 法第九条の二第一項の獸医師による診断は、雌の家畜を家畜体内受精卵（法第三条の三第二項第四号に規定する家畜体内受精卵をいう。以下同じ。）の採取の用に供する日又は雌の家畜若しくはそのとたいを家畜卵巣の採取の用に供する日前三十日以内に受けたものでなければならない。

（家畜受精卵の採取の制限の特例）

第十三条の四 法第九条の二第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、同項の家畜の雌の飼養者が、当該雌の家畜を、自己の飼養する雌の家畜のみに移植する家畜体内受精卵の採取の用に供する場合とする。

2 法第九条の二第二項ただし書の農林水産省令で定める場合は、同項の家畜の雌の飼養者又は同項の家畜卵巣を採取する者が、当該家畜の雌又はそのとたいを、自己の飼養する雌の家畜のみに移植する家畜体外受精卵（法第十一条の二第四項に規定する家畜体外受精卵をいう。以下同じ。）の生産の用に供する家畜卵巣の採取の用に供する場合とする。

（種付台帳等の様式）

第十四条 法第九条第二項の種付台帳、同条第四項の種付証明書及び同項の精液採取に関する証明書の様式は、それぞれ別記様式第四号、様式第五号及び様式第六号によるものとする。

（家畜体内受精卵等の採取の禁止）

第九条の三 牛その他政令で定める家畜の雌が前条第一項の伝染性疾患又は遺伝性疾病にかかっていることを知りながら、これを家畜体内受精卵の採取の用に供してはならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りでない。

2 牛その他政令で定める家畜の雌が前条第一項の伝染性疾患又は遺伝性疾病にかかっていることを知りながら、当該家畜の雌又はそのとたいを家畜卵巣の採取の用に供してはならない。ただし、同条第二項ただし書の場合

は、この限りでない。

(種畜証明書の交付手続等)

第十一条 この章に規定するもののほか、種畜証明書の交付、書換交付、再交付及び返納に関する事項は政令で、第四条の検査の方法及び手続、種畜証明書に関する手続並びに第九条の種付台帳、種付証明書及び精液採取に関する証明書の様式に関する事項は、農林水産省令で定める。

第三章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植

第一節 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限等

(家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限)

第十二条 獣医師又は家畜から家畜体内受精卵を採取し、又はこれを処理してはならない。ただし、学術研究のためにする場合、自己の飼養する雌の家畜から家畜体内受精卵を採取し、又はこれを処理してはならない。ただし、学術研究のためにする場合、自己の飼養する雄の家畜から家畜人工授精用精液を採取し、処理し、又はこれを自己の飼養する雌の家畜に入れる場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第十三条の二 獣医師ではない者は、雌の家畜から家畜体内受精卵を採取し、又はこれを処理してはならない。ただし、学術研究のためにする場合、自己の飼養する雌の家畜から家畜体内受精卵を採取し、又はこれを処理する場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第十四条 獣医師又は家畜から家畜体内受精卵を採取し、自己の飼養する雌の家畜から家畜卵巣を採取してはならない。ただし、学術研究のためにする場合、自己の飼養する雌の家畜から家畜卵巣を採取し、学術研究のためにする場合、自己の飼養する雌の家畜から家畜卵巣を採取する場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第十五条 獣医師又は家畜から家畜体内受精卵を採取し、自己の飼養する雌の家畜から家畜卵巣を採取してはならない。ただし、学術研究のためにする場合、自己の飼養する雌の家畜から家畜卵巣を採取してはならない。ただし、学術研究のためにする場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第十六条 獣医師又は家畜未受精卵（家畜体内受精卵及び家畜未移植の用に供する未受精卵）を採取し、若しくは処理し、家畜体外受精を行ひ、又は家畜体内受精卵（家畜体内受精卵及び家畜未移植の用に供する未受精卵）を移植してはならない。ただし、学術研究のためにする場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第十七条 獣医師又は家畜未受精卵（家畜体内受精卵及び家畜未移植の用に供する未受精卵）を採取し、若しくは処理し、家畜体外受精を行ひ、又は家畜体内受精卵（家畜体内受精卵及び家畜未移植の用に供する未受精卵）を移植してはならない。ただし、学術研究のためにする場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第十八条 獣医師又は家畜未受精卵（家畜体内受精卵及び家畜未移植の用に供する未受精卵）を採取し、若しくは処理し、家畜体外受精を行ひ、又は家畜体内受精卵（家畜体内受精卵及び家畜未移植の用に供する未受精卵）を移植してはならない。ただし、学術研究のためにする場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第十九条 獣医師又は家畜未受精卵（家畜体内受精卵及び家畜未移植の用に供する未受精卵）を採取し、若しくは処理し、家畜体外受精を行ひ、又は家畜体内受精卵（家畜体内受精卵及び家畜未移植の用に供する未受精卵）を移植してはならない。ただし、学術研究のためにする場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第二十条 獣医師又は家畜未受精卵（家畜体内受精卵及び家畜未移植の用に供する未受精卵）を採取し、若しくは処理し、家畜体外受精を行ひ、又は家畜体内受精卵（家畜体内受精卵及び家畜未移植の用に供する未受精卵）を移植してはならない。ただし、学術研究のためにする場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第二十一条 獣医師又は家畜未受精卵（家畜体内受精卵及び家畜未移植の用に供する未受精卵）を採取し、若しくは処理し、家畜体外受精を行ひ、又は家畜体内受精卵（家畜体内受精卵及び家畜未移植の用に供する未受精卵）を移植してはならない。ただし、学術研究のためにする場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第二十二条 獣医師又は家畜未受精卵（家畜体内受精卵及び家畜未移植の用に供する未受精卵）を採取し、若しくは処理し、家畜体外受精を行ひ、又は家畜体内受精卵（家畜体内受精卵及び家畜未移植の用に供する未受精卵）を移植してはならない。ただし、学術研究のためにする場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第二十三条 獣医師又は家畜未受精卵（家畜体内受精卵及び家畜未移植の用に供する未受精卵）を採取し、若しくは処理し、家畜体外受精を行ひ、又は家畜体内受精卵（家畜体内受精卵及び家畜未移植の用に供する未受精卵）を移植してはならない。ただし、学術研究のためにする場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第二章 家畜人工授精及び家畜受精卵移植

第一節 家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限等

(家畜人工授精の制限の特例)

第十五条 法第十二条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、自己の飼養する雌の家畜に移植するために他人の飼養する雌の家畜から採取された家畜体内受精卵の処理をする場合とする。

第十六条 法第十二条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 自己の飼養する雌の家畜に移植する家畜体内受精卵の採取する場合ために雌の家畜のとたいから家畜卵巣を採取する場合

二 農林水産大臣の定めるところにより家畜卵巣の採取を的確に、かつ、衛生的に実施することができると認められる者が、獣医師又は家畜人工授精師の具体的な指示の下に雌の家畜のとたいから家畜卵巣を採取する場合

三 法第十二条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、自己の飼養する雌の家畜に移植する家畜体内受精卵の生産の用に供する場合

四 法第十二条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、自己の飼養する雌の家畜に移植する家畜体内受精卵の生産の用に供するためには家畜未受精卵（同項に規定する家畜未受精卵をいう。以下同じ。）を採取し、若しくは処理し、家畜体外受精（法第四条第一項に規定する家畜体外受精を行ふ。以下同じ。）を行い、又は家畜体外受精卵を処理する場合とする。

数が、都道府県知事の定める回数に満たない雄の家畜から家畜人工授精用精液を採取し、又はこれを処理する場合並びに第十一條ただし書並びに前

条第項ただし書及び第四項ただし書の場合は、この限りでない。

2 家畜人工授精所等以外の場所で、家畜人工授精用精液又は家畜受精卵を保存してはならない。ただし、学術研究のためにする場合、自己の飼養する雌の家畜に注入し、又は移植するためにする場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

(家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵の検査等)

第十三條 獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液を採取したときは、速やかに、農林水産省令で定める方法により、これを検査しなければならない。

2 獣医師は、家畜体内受精卵を採取したときは、速やかに、農林水産省令で定める方法により、これを検査しなければならない。

(精液の検査方法)

第十六条 法第十三条第一項の検査は、第一号に掲げる事項については肉眼検査、第二号に掲げる事項については顕微鏡検査の方法による。

一 精液の量及びその色、臭気、水素イオン濃度等の性状
二 精子の数、活力、生存率及び型率

(家畜体内受精卵の検査方法)

第十六条 法第十三条第二項の検査は、次に掲げる方法による。

一 家畜体内受精卵の検査は、当該家畜体内受精卵を適切に洗浄した後に行うこと。
二 イに掲げる事項については肉眼検査、ロに掲げる事項については顕微鏡検査の方法による。

イ 浮遊液の色等の性状
ロ 家畜体内受精卵の形態及び浮遊液中のじよ状物又はきよう雑物の有無

(家畜未受精卵の採取方法等)

第十六条の三 法第十三条第三項の家畜未受精卵の採取及び処理、家畜体外授精並びに家畜体内受精卵の検査は、次の方法による。

一 家畜体外授精は、当該家畜未受精卵を適切に洗浄した後に行うこと。
二 イに掲げる事項については肉眼検査、ロに掲げる事項については顕微鏡検査の方法による。

イ 浮遊液の色等の性状
ロ 家畜体内受精卵の形態及び浮遊液中のじよ状物又はきよう雑物の有無

(家畜未受精卵の採取方法等)

第十六条の三 法第十三条第三項の家畜未受精卵の採取及び処理、家畜体外授精並びに家畜体内受精卵の検査は、次の方法による。

一 家畜体外授精は、当該家畜未受精卵を適切に洗浄した後に行うこと。
二 イに掲げる事項については肉眼検査、ロに掲げる事項については顕微鏡検査の方法による。

イ 浮遊液の色等の性状
ロ 家畜体内受精卵の形態及び浮遊液中のじよ状物又はきよう雑物の有無

(家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵の処置)

第十六条の四 法第十三条第四項の農林水産省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 保存及び輸送の際家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵に対する悪感作を与えないような容器を用いること。
二 家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵に対する悪感作を与えないよう衛生的に操作すること。

(家畜体内受精卵の採取方法等)

第十六条の三 法第十三条第三項の家畜未受精卵の採取及び処理、家畜体外授精並びに家畜体内受精卵の検査並びに前項の規定にかかるわらず、その指示の下に、第二項の検査並びに前項の容器への収容及び封その他の該家畜体内受精卵の処理を他の獣医師又は家畜人工授精師に行わせることができる。この場合には、当該家畜人工授精師は、第十一條の二第一項の規定にかかるわらず、当該家畜体内受精卵の処理を行うことができる。

6 家畜卵巣を採取した獣医師又は家畜人工授精師（雌の家畜から家畜卵巣を採取した場合にあつては、獣医師）は、第三項及び第四項の規定にかかるわらず、その指示の下に、第三項の家畜未受精卵の採取及び処理、家畜体外受精並びに家畜体内受精卵の検査並びに第四項の容器への収容及び封その他の該家畜体外受精卵の処理（第二十八条において「家畜体外授精業」

務」と総称する。)を他の獸医師又は家畜人工授精師に行わせることができる。

7 獣医師又は家畜人工授精師は、第一項の検査の結果農林水産省令で定める異常を発見したときは、速やかに種畜検査委員又は地方種畜検査委員(地方種畜検査委員を置いていない都道府県があつては、都道府県知事)にその旨を届け出なければならない。

8 第四項ただし書の場合には、当該獸医師又は当該家畜人工授精師(雌の家畜から家畜卵巣を探取する場合にあつては、当該獸医師)は、当該家畜人工授精用精液の注入を受けた雌の家畜の飼養者若しくはこれを用いて家畜体外授精を行つた獸医師若しくは家畜人工授精師から精液採取に関する証明書の交付を要求されたとき、又は当該家畜体内受精卵若しくは当該家畜体外受精卵の移植を受けた雌の家畜の飼養者から体内受精卵採取に関する証明書若しくは体外受精卵生産に関する証明書の交付を要求されたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵の譲渡等の制限)

第十四条 前条第四項の封がなく、又は家畜人工授精用精液証明書が添付されていない家畜人工授精用精液は、これを譲り渡し、若しくは雌の家畜に注入し、又はこれを用いて家畜体外授精を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 本邦以外の地域から輸入された家畜人工授精用精液であつて、外国の政府機関その他農林水産省令で定める者により発行され、かつ、次に掲げる事項を確かめ、又は信ずる旨を記載した証明書が添付されているものを譲り渡し、若しくは雌の家畜に注入し、又はこれを用いて家畜体外授精を行う場合

イ 牛、馬その他の政令で定める家畜に係る家畜人工授精用精液であつては、当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜が、農林水産省令で定める遺伝性疾患及び繁殖機能の障害を有しておらず、かつ、第四条第三項の等級のいずれに属するものであるかが明らかであること。

ロ 外国の方令により獸医師又は家畜人工授精師に相当する資格を有する者その他農林水産省令で定める者が採取し、農林水産省令で定める方法により、検査し、容器に收め、かつ、封を施した家畜人工授精用精液であること。

ハ 家畜人工授精を的確に、かつ、衛生的に実施することができると認められる施設において採取され、及び処理された家畜人工授精用精液であること。

二 その他農林水産省令で定める事項

二 第十一条ただし書 第十一条の二第四項ただし書又は前条第四項ただし書の場合

(精液の異常等)

第十七条 法第十三条第七項の農林水産省令で定める異常は、次に掲げるものとする。

一 精液中に血液、尿又は膿を混ずること。

二 精液中に精子を欠除すること。

三 精液中の精子の活力が乏しく、生存率が低く、又は寄生率が高いために受胎に支障があると認められること。

(家畜人工授精用精液の輸入に係る家畜の範囲)

第八条 法第十四条第一項第一号イの政令で定める家畜は、豚とする。

(輸入精液に係る証明書の発行者)

第十七条の二 法第十四条第一項第一号中イからニまで以外の部分の農林水産省令で定める者は、外国の法令により設立された當利を目的としない法人で、その経営的基礎、技術的能力等からみて、同号の証明書の発行を的確に、かつ、公正に実施することができるものとして農林水産大臣が指定するものとする。

(遺伝性疾患及び繁殖機能の障害の種類)

第十七条の三 法第十四条第一項第一号イの農林水産省令で定める遺伝性疾患及び繁殖機能の障害は、それぞれ第六条第二号に掲げる遺伝性疾患及び同条第三号に掲げる繁殖機能の障害とする。

(輸入精液の採取者)

第十七条の四 法第十四条第一項第一号ロの農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 獣医師又は家畜人工授精師

二 家畜人工授精を的確に、かつ、衛生的に実施することができると認められる者

(輸入精液に係る検査方法等)

第十七条の五 法第十四条第一項第一号ロの農林水産省令で定める方法は、検査については第十六条の方法、容器への収容については第十六条の四の方法とする。

一 当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜の名前

前条第四項の封がなく、又は家畜体内受精卵證明書若しくは家畜体外受精卵證明書が添付されていない家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵は、これを譲り渡し、又は雌の家畜に移植してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 本邦以外の地域から輸入された家畜体内受精卵又は家畜体外受精卵であつて、外国の政府機関その他農林水産省令で定める者により発行され、かつ、次に掲げる事項を確かめ、又は信ずる旨を記載した證明書が添付されているものを譲り渡し、又は雌の家畜に移植する場合

イ 当該家畜体内受精卵の採取の用に供した雌の家畜又は当該家畜外受精卵に係る家畜卵巢の採取の用に供した雌の家畜（そのとたいから家畜卵巢を採取した雌の家畜を含む。）が農林水産省令で定める遺伝性疾病患を有しないものであること。

ロ 当該家畜体内受精卵を採取するために種付けの用に供した雄の家畜（家畜人工授精用精液を注入した場合にあつては、当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜）又は当該家畜体外受精卵に係る家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜が前項第一号イの要件に該当するものであること。

ハ 家畜体内受精卵にあつては、外国の法令により獸醫師に相当する資格を有する者その他農林水産省令で定める者が採取し、農林水産省令で定める方法により、検査し、容器に収め、かつ、封を施したものであることを行つた後、検査し、容器に収め、かつ、封を施したものであることを。

二 家畜体内受精卵にあつては、外国の法令により獸醫師又は家畜人工授精師に相当する資格を有する者その他農林水産省令で定める者が家畜の雌又はそのとたいから卵巢を採取し、農林水産省令で定める方法により、その卵巢から未受精卵を採取し、及び処理し、家畜体外受精を行つた後、検査し、容器に収め、かつ、封を施したものであることを。

本家畜受精卵移植を的確に、かつ、衛生的に実施することができると思認められる施設において処理された家畜受精卵であること。

ヘ その他農林水産省令で定める事項
二 第十一条の二第五項ただし書又は前条第四項ただし書の場合

- 二 前号の雄の家畜の種類及び品種
三 当該家畜人工授精用精液の採取年月日
四 前号の採取年月日における第一号の雄の家畜の飼養者の氏名又は名称及び住所
五 当該家畜人工授精用精液の採取及び処理をした者の氏名及び住所

（輸入受精卵に係る證明書の発行者）

第十七条の七 法第十四条第二項第一号中イからへまで以外の部分の農林水産省令で定める者は、外国の法令により設立された營利を目的としない法人で、その経営的基礎、技術的能力等からみて、同号の證明書の発行を的確に、かつ、公正に実施することができるものとして農林水産大臣が指定するものとする。

（遺伝性疾病患の種類）

第十七条の八 削除

（輸入受精卵の採取者）
第十七条の九 法第十四条第二項第一号ハの農林水産省令で定める者は、獸醫師とする。

（輸入受精卵に係る検査方法等）

第十七条の十 法第十四条第二項第一号ハの農林水産省令で定める方法は、検査については第十六条の二の方法、容器への収容については第十六条の四の方法とする。

二 家畜体外受精卵移植に關し家畜人工授精師と同等以上の知識及び技能を有し、家畜体外受精卵移植を的確に、かつ、衛生的に実施することができると認められる者

第十七条の十一 法第十四条第二項第一号ニの農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、雌の家畜から家畜卵巢を採取する場合にあつては、獸醫師とする。

一 獣醫師又は家畜人工授精師
二 家畜体外受精卵移植に關し家畜人工授精師と同等以上の知識及び技能を有し、家畜体外受精卵移植を的確に、かつ、衛生的に実施することができると認められる者

（輸入受精卵に係る證明書の記載事項）

第十七条の十三 法第十四条第二項第一号への農林水産省令で定める事項は、家畜体内受精卵にあつては次のとおりとする。

一 当該家畜体内受精卵を採取するため種付けの用に供した雄の家畜（家

畜人工授精用精液を注入した場合にあつては、当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜。第四十二条第一項第二号ロにおいて同じ。)の名前

二 前号の雌の家畜の品種

三 当該家畜体内受精卵の採取の用に供した雌の家畜の名前

四 前号の雌の家畜の品種

五 当該家畜体内受精卵を採取するためにした種付け又は家畜人工授精用精液の注入の年月日

六 当該家畜体内受精卵の採取年月日

七 前号の採取年月日における第三号の雌の家畜の飼養者の氏名又は名称及び住所

八 当該家畜体内受精卵の採取及び処理をした者の氏名及び住所

九 法第十四条第二項第一号への農林水産省令で定める事項は、家畜体内受精卵にあつては次のとおりとする。

一 当該家畜体内受精卵に係る家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜の名前

二 前号の雄の家畜の品種

三 当該家畜体内受精卵に係る家畜卵巣の採取の用に供した雌の家畜(そのとたいから家畜卵巣を採取した日の家畜を含む。第七号及び第四十二条第一項第三号ロにおいて同じ。)の名前

四 前号の雌の家畜の品種

五 当該家畜体内受精卵を生産するために行つた家畜体内受精の年月日

六 当該家畜体内受精卵の検査年月日

七 当該家畜体内受精卵を採取した日における第三号の雌の家畜

八 当該家畜体内受精卵に係る家畜卵巣の採取、家畜未受精卵の採取及び処理、家畜体内受精並びに家畜体内受精卵の処理をした者の氏名及び住所

(家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の譲渡等の基準)

第十八条 法第十四条第三項の農林水産省令で定める基準は、家畜人工授精所、家畜保健衛生所その他家畜人工授精又は家畜受精移植を行うためセンター又は都道府県が開設する施設(以下「家畜人工授精所等」という。)において衛生的に保存されている家畜人工授精用精液又は家畜受精卵(法第十一条の二第五項に規定する家畜受精卵を除く。以下同じ。)であつて、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる家畜人工授精用精液でないこと。

イ 細菌が多数発育しているもの

ロ じよ状物又はきよう雜物があるもの

ハ 水素イオン濃度が著しく酸性又はアルカリ性であつて受胎に支障があると認められるもの

ニ 第十七条各号に掲げる異常を有するもの

イ 卵細胞が変性し、若しくは消失し、又は形態が著しく変形しているもの

ロ 家畜体内受精卵を採取するためにした種付け若しくは家畜人工授精用精液の注入又は家畜体内受精卵を生産するために行つた家畜体内受精の年月日から推定される発育段階と著しく異なる発育段階にあるために受胎に支障があると認められるもの

3 家畜人工授精所等において衛生的に保存されていることその他の農林水産省令で定める基準に適合しない家畜人工授精用精液又は家畜受精卵は、これを譲り渡し、雌の家畜に注入し、若しくはこれを用いて家畜体内受精を行い、又は雌の家畜に移植してはならない。ただし、第十二条ただし書並びに第十二条の二第四項ただし書及び第五項ただし書の場合は、この限りでない。

ハ 浮遊液に細菌が多数発育し、又はじよ状物若しくはきよう雑物が多数あるもの

第十九条 削除

(家畜人工授精簿)

- 第十五条 獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精又は家畜体内受精卵移植若しくは家畜体外受精卵移植を行つたときは、遅滞なく、家畜人工授精又は家畜体内受精卵移植若しくは家畜体外受精卵移植に関する事項を家畜人工授精簿に記載しなければならない。
- 2 獣医師又は家畜人工授精師は、前項の家畜人工授精簿を五年間保存しなければならない。

(農林水産省令への委任)

- 第十五条の二 この節に規定するもののほか、第十三条第四項の家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書及び家畜体外受精卵証明書、同条第八項の精液採取に関する証明書、体内受精卵採取に関する証明書及び体外受精卵生産に関する証明書並びに前条第一項の家畜人工授精簿の様式は、農林水産省令で定める。

(第二節 家畜人工授精師)

(家畜人工授精師の免許)

- 第十六条 家畜人工授精師にならうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

- 2 家畜人工授精師の免許は、農林水産大臣の指定する者又は都道府県が家畜の種類別に行う家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植に関する講習会又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植に関する講習会の課程を修了してその修業試験に合格した者でなければ、与えない。
- 3 家畜人工授精師の免許を与えられた者は、その者が合格した前項の修業試験に係る家畜の種類についてのみ家畜人工授精師として当該免許に係る家畜人工授精の業務、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植（家畜体外受精卵の移植を含む。）の業務又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植の業務を行うことができる。
- 4 第二項の規定による指定の申請手続並びに同項の講習会及び修業試験の実施に関する基準は、農林水産省令で定める。

(家畜人工授精用精液証明書等の様式)

- 第二十条 法第十三条第四項の家畜人工授精用精液証明書、同項の家畜体内受精卵証明書、同項の家畜体外受精卵証明書、同条第八項の精液採取に関する証明書、同項の体内受精卵採取に関する証明書、同項の体外受精卵生産に関する証明書及び法第十五条の家畜人工授精簿は、それぞれ別記様式第七号、様式第八号、様式第九号、様式第十号、様式第十一号、様式第十二号及び様式第十三号によるものとする。

(第二節 家畜人工授精師)

(講習会開催者の指定の申請)

- 第二十一条 法第十六条第二項の規定による指定を受けようとすると者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 講習会に係る家畜の種類並びに家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の別
- 三 講習会の開催場所
- 四 講習会において課すべき科目及びその時間並びに担当講師の氏名及び略歴
- 五 講習会の用に供する施設、機械器具及び家畜の概要

(講習会開催者の指定の基準)

- 第二十二条 家畜人工授精に関する講習会に係る法第十六条第二項の規定による指定の基準は、次のとおりとする。
- 一次のいずれかに該当する者であること。
- イ 学校教育法に基づく大学であつて、獣医学又は畜産学に関する学部又は学科を置くもの
- ロ 学校教育法に基づく専修学校であつて、畜産学に関する専門課程を置くもの
- ハ 特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人又は一般社団法人若しくは一般財團法人であつて、家畜の改良増殖の促進を目的とするもの

二 前条の申請に係る家畜の種類について第二十三条第一項各号に掲げる科目を教授するのに必要な知識及び技能を有する適當な数の講師を有し、かつ、その講師には、獸医師又は家畜人工授精師を含むこと。

三 前条の申請に係る家畜の種類について第二十三条第一項各号に掲げる科目を教授するのに必要な施設、機械器具及び家畜を有すること。

2 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会に係る法第十六条第二項の規定による指定の基準は、次のとおりとする。

一 前項第一号に掲げる者であること。

二 前条の申請に係る家畜の種類について第二十三条第二項各号に掲げる科目を教授するのに必要な知識及び技能を有する適當な数の講師を有し、かつ、その講師には、獸医師を含むこと。

三 前条の申請に係る家畜の種類について第二十三条第二項各号に掲げる科目を教授するのに必要な施設、機械器具及び家畜を有すること。

3 家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会に係る法第十六条第二項の規定による指定の基準は、次のとおりとする。

一 第一項第一号に掲げる者であること。

二 前条の申請に係る家畜の種類について第二十三条第三項各号に掲げる科目を教授するのに必要な知識及び技能を有する適當な数の講師を有し、かつ、その講師には、獸医師を含むこと。

三 前条の申請に係る家畜の種類について第二十三条第三項各号に掲げる科目を教授するのに必要な施設、機械器具及び家畜を有すること。

(報告の徴収及び指示)

第二十二条の二 農林水産大臣は、講習会の適正な運営を図るために必要があると認めるときは、法第十六条第二項の規定による指定を受けた者（以下「指定講習会開催者」という。）に対して講習会に關する事項の報告を求めることができる。

2 農林水産大臣は、指定講習会開催者の講習の内容、講習会の用に供する施設、機械器具又は家畜その他講習会の運営が適當でないと認めるときは、その指定講習会開催者に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第二十二条の三 農林水産大臣は、指定講習会開催者から申請があつたときは、その指定を取り消さなければならない。
2 農林水産大臣は、指定講習会開催者が第二十二条第一項若しくは第二項に規定する指定の基準に適合しなくなつたとき又は前条第二項の規定による指示に従わないときは、その指定を取り消すことができる。

(講習課目等)

第二十三条 家畜人工授精に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。

学科	科目	時間
一般科目	畜産概論	四時間
	家畜の栄養	三時間
	家畜の飼養管理	三時間
	家畜の育種	七時間
関係法規		五時間
専門科目	生殖器解剖	五時間

二 実習	
科目 時間	
家畜の飼養管理 四時間	
家畜の審査 七時間	
生殖器解剖 四時間	
発情鑑定 六時間	
精液精子検査法 八時間	
家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 四十五時間	
家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。	
一 学科	
科目 時間	
一般科目 畜産概論 四時間	
専門科目 生殖器解剖 五時間	
家畜の栄養 三時間	
家畜の飼養管理 三時間	
家畜の育種 七時間	
関係法規 五時間	
一般科目 畜産概論 四時間	
専門科目 生殖器解剖 五時間	
繁殖生理（神経・内分泌及び雌繁殖生理） 十三時間	
精子生理（雄繁殖生理） 七時間	
種付けの理論（妊娠と分娩） 四時間	
家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 十七時間	
体内受精卵移植概論 八時間	
受精卵の生理及び形態 十六時間	
体内受精卵の処理及び保存 十六時間	
受精卵の移植 八時間	
二 実習	
科目 時間	
家畜の飼養管理 四時間	
家畜の審査 七時間	
生殖器解剖 四時間	
発情鑑定 六時間	
精液精子検査法 八時間	
家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 四十五時間	
体内受精卵の処理及び保存 五十時間	
受精卵の移植 二十六時間	
家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会において課すべき科目及びその時間は、少なくとも次のとおりでなければならない。	
一 学科	
科目 時間	
一般科目 畜産概論 四時間	
家畜の栄養 三時間	
家畜の育種 七時間	
関係法規 五時間	

専門科目 生殖器解剖 五時間

繁殖生理（神経・内分泌及び雌繁殖生理） 十三時間

精子生理（雄繁殖生理） 七時間

種付けの理論（妊娠と分娩） 四時間

家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 十七時間

体内受精卵移植概論 八時間

受精卵の生理及び形態 十六時間

体内受精卵の処理及び保存 十六時間

体外受精卵移植概論 三時間

体外受精卵の生産 四時間

受精卵の移植 八時間

二 実習

科目 時間

家畜の飼養管理 四時間

家畜の審査 七時間

体内受精卵の処理及び保存 五十時間

生殖器解剖 四時間

発情鑑定 六時間

精液精子検査法 八時間

家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存 四十五時間

受精卵の移植 二十一時間

受精卵の移植 二十六時間

4 家畜人工授精に関する講習会における講習は、第一項各号に掲げる科目のうち畜産概論、家畜の栄養、家畜の飼養管理、家畜の育種、生殖器解剖、繁殖生理（神経・内分泌及び雌繁殖生理）、精子生理（雄繁殖生理）、種付けの理論（妊娠と分娩）、家畜の審査及び発情鑑定（以下「特定科目」という。）については第二十四条の二第一項の大学等において修得する程度の知識及び技能を、第一項各号に掲げる科目のうちその他の科目にあつては家畜人工授精の業務を的確に実施するのに必要な知識及び技能を修得することができるものでなければならない。

5 家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植の業務を的確に実施するのに必要な知識及び技能を修得することができるものでなければならない。
二項各号に掲げる科目のうち特定科目、体内受精卵移植概論及び受精卵の生理及び形態にあつては第二十四条の二第一項の大学等において修得する程度の知識及び技能を、第二項各号に掲げる科目のうちその他の科目にあつては家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植の業務を的確に実施するのに必要な知識及び技能を修得することができるものでなければならない。

（修業試験）
第十四条 講習会の修業試験は、家畜人工授精師となるのに必要な知識及び技能を有するかどうかを判定することを目的とし、家畜人工授精に関する講習会の修業試験にあつては前条第一項各号に掲げる科目について、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験にあつては同条第二項各号に掲げる科目について、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び

家畜体外受精卵移植に関する講習会の修業試験にあつては同条第三項各号に掲げる科目について行わなければならない。

2 受講時間が前条第一項第一号に掲げる科目を通じて六十時間に達しない者は、家畜人工授精に関する講習会の修業試験を受けることができない。

3 受講時間が前条第二項第一号に掲げる科目を通じて九十三時間及び前条第二項第二号に掲げる科目を通じて百二十時間に達しない者は、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができない。い。

4 受講時間が前条第三項第一号に掲げる科目を通じて九十九時間及び前条第三項第二号に掲げる科目を通じて百三十七時間に達しない者は、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができない。

(受講及び修業試験の免除等)

第二十四条の二 学校教育法に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育機関（以下「大学等」という。）において第二十三条第一項各号に掲げる科目のうち特定科目、同条第二項各号に掲げる科目のうち特定科目、体内受精卵移植概論及び受精卵の生理及び形態又は同条第三項各号に掲げる科目のうち特定科目、体内受精卵移植概論、受精卵の生理及び形態及び体外受精卵移植概論の全部又は一部を修めた者（以下「受講等免除者」という。）に対しては、その修めた科目についての講習会の受講及び修業試験を免除するものとする。

2 他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者に対する対応については、第二十三条第一項第一号に掲げる一般科目についての家畜人工授精に関する講習会の受講及び修業試験を免除するものとする。

3 牛について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者に対する対応については、第二十三条第二項各号に掲げる科目のうち同条第一項各号に掲げるものについての家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験又は同条第三項各号に掲げる科目のうち同条第一項各号に掲げるものについての家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験を免除するものとする。

4 牛以外の種類の家畜について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者に対する対応については、第二十三条第二項第一号に掲げる一般科目についての家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験又は同条第三項第一号に掲げる一般科目についての家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験を免除するものとする。

5 牛について家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験に合格している者に対する対応については、第二十三条第三項各号に掲げる科目のうち同条第一項各号に掲げるものについての家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験を免除するものとする。

6 受講等免除者は、第一項の規定による講習会の受講及び修業試験の免除を受けようとするときは、大学等において当該免除を受けようとする科目を修めたことを証する書面を、講習会の開始予定日までに講習会の開催者に提出しなければならない。

7 講習会の修業試験に合格している者は、第二項から第五項までの規定による講習会の受講及び修業試験の免除を受けようとするときは、講習会の修業試験に合格していることを証する書面を、講習会の開始予定日までに講習会

の開催者に提出しなければならない。

8 受講等免除者又は他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第一項第一号に掲げる科目のうち第一項又は第二項の規定による家畜人工授精に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係る科目（以下「特定免除科目」という。）以外の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第一項第二号に掲げる科目のうち特定免除科目以外の科目を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前条第二項の規定にかかるわらず、家畜人工授精に関する講習会の修業試験を受けることができる。

一 六十八時間から特定免除科目に係る第二十三条第一項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の人を乗じて得た時間（二時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間）

二 七十四時間から特定免除科目に係る第二十三条第一項第二号に規定する時間を控除して得た時間に十分の人を乗じて得た時間（二時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間）

9 受講等免除者牛について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者又は牛以外の種類の家畜について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第二項第一号に掲げる科目のうち第一項、第三項又は第四項の規定による家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験の免除に係る科目（以下「免除科目の甲」という。）以外の科目を通じて第一号に掲げる時間及び同条第二項第二号に掲げる科目のうち免除科目の甲以外の科目を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前条第三項の規定にかかるわらず、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができる。

10 一百十六時間から免除科目の甲に係る第二十三条第二項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の人を乗じて得た時間（二時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間）

二 一百五十時間から免除科目の甲に係る第二十三条第二項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の人を乗じて得た時間（二時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間）

受講等免除者、牛について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者、牛以外の種類の家畜について家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格している者又は牛について家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験に合格している者は、受講時間が、第二十三条第三項第一号に掲げる科目のうち第一項、第三項、第四項又は第五項の規定による家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講及び修業試験に係る科目（以下「免除科目の乙」という。）以外の科目を通じて第一号に掲げる科目の乙に掲げる科目のうち免除科目の乙以外の科目を通じて第二号に掲げる時間に達する場合には、前条第四項の規定にかかるわらず、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験を受けることができる。

一百二十三時間から免除科目の乙に係る第二十三条第三項第一号に規定する時間を控除して得た時間に十分の人を乗じて得た時間（二時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間）

二 百七十一時間から免除科目の乙に係る第二十三条第三項第二号に規定する時間を控除して得た時間に十分の人を乗じて得た時間（二時間未満の端数があるときは、これを一時間に切り上げた時間）

第二十五条 講習会の開催者は、修業試験合格者名簿を備えて、必要な事項を記入するとともに、修業試験に合格した者に対してその旨の証明書を交付するものとする。

2 前項の証明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 講習会の開催者の名称及び住所
二 講習会の開催場所及び期日

三 講習会に係る家畜の種類並びに家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の別

(家畜人工授精師の免許の申請)

第二十六条 法第十六条の規定により家畜人工授精師の免許を受けようとする者は、別記様式第十四号による申請書に次に掲げる書類を添えて、その者の住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は本籍（日本の国籍を有しない者にあっては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載がある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（同法第七条第一号、第二号及び第七号に掲げる事項を記載したものに限る。）

二 講習会の修業試験に合格した旨の証明書の写し

三 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能、上肢の機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬若しくは大麻の中毒者であるかどうかに関する医師の診断書

四 申請者が法第十七条第一項又は第二項第三号若しくは第四号に該当するかどうかの別を記載した書面

五 法第十七条第二項第三号に該当する場合にあつては、その確定判決謄本

(家畜人工授精師の免許を与えない場合)

第十七条 この法律、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第一百六十六号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）、獣医師法、獣医療法（平成四年法律第四十六号）若しくは家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）又はこれららの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者には、前条第一項の免許を与えない。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の免許を与えないことができる。

一 心身の障害により家畜人工授精師の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定めるもの

二 麻薬又は大麻の中毒者

三 家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれららの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者（前項に規定する者を除く。）

3 都道府県知事は、前条第一項の免許を申請した者について、前項第一号に掲げる者に該当すると認め、同項の規定により免許を与えないこととするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつた

(障害を補う手段等の考慮)

第二十六条の二 都道府県知事は、家畜人工授精師の免許の申請を行つた者が次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 獣人工授精師の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
二 上肢の機能の障害により家畜人工授精師の業務を適正に行うに当たつて必要な技能を十分に発揮することができない者

（障害を補う手段等の考慮）

第二十六条の三 都道府県知事は、家畜人工授精師の免許の申請を行つた者が前条に規定する者に該当すると認める場合において、当該者に免許を与える

てはならない。

ならない。

(家畜人工授精師免許証の携帯等)

第二十二条 家畜人工授精師は、家畜人工授精又は家畜受精卵移植を行ふときは、家畜人工授精師免許証を携帯し、かつ、家畜人工授精又は家畜受精卵移植に係る家畜の飼養者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

2 獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液の注入若しくは家畜体内受精卵若しくは家畜体外受精卵の移植を受けた雌の家畜の飼養者から授精証明書、体内受精卵移植証明書若しくは体外受精卵移植証明書の交付を要求されたとき、又は家畜人工授精用精液を採取した雄の家畜の飼養者からその精液採取に関する証明書の交付を要求されたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(政令及び農林水産省令への委任)
第二十三条 この節に規定するもののほか、家畜人工授精師免許証の交付、書換交付、再交付及び返納に関し必要な事項は政令で、前条第二項の授精証明書、体内受精卵移植証明書、体外受精卵移植証明書及び精液採取に関する証明書の様式、家畜人工授精師の免許の申請手続並びに第十九条第二項の規定による免許の取消し及び業務の停止に関し必要な事項は農林水産省令で定める。

第三節 家畜人工授精所

(家畜人工授精所の開設の許可)

第二十四条 家畜人工授精所を開設しようとする者（次条において「申請者」という。）は、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、センター又は都道府県が開設する家畜人工授精所については、この限りでない。

(授精証明書等の様式)
第三十一条 法第二十二条第一項の授精証明書、同項の体内受精卵移植証明書、同項の体外受精卵移植証明書及び同項の精液採取に関する証明書は、それぞれ別記様式第十七号、様式第十八号、様式第十九号及び様式第六号によるものとする。

第三節 家畜人工授精所

(家畜人工授精所の開設の許可の申請)

第三十二条 法第二十四条の規定により家畜人工授精所の開設の許可を受けようとする者は、別記様式第二十号による申請書に次に掲げる書類を添えて都道府県知事に提出しなければならない。

一 家畜人工授精所を管理すべき獣医師又は家畜人工授精師（家畜体内受精卵の処理又は家畜体外授精業務（法第十三条第六項に規定する家畜体外授精業務をいい、雌の家畜から家畜卵巣を採取する場合に限る。）を行う場合にあつては、当該家畜人工授精所を管理すべき獣医師）の免許証の写し
二 建物の平面図、配置図、付近の見取図
三 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法第七条第一号及び第七号に掲げる事項を記載したもの（日本の国籍を有しない者についての場合は、当該事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したもの）に限る。）
ロ 法第二十五条第一項第二号又は第二項第二号若しくは第三号に該当するかどうかの別を記載した書面
ハ 法第二十五条第二項第二号に該当する場合にあつては、その確定判決
四 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあつては、これらに準ずるもの）
ロ 役員の氏名及び住所を記載した書面
ハ 役員（令第十三条规定する使用人がある場合にあつては、当該使用人を含む。以下「役員等」という。）が法第二十五条第一項第三号又は第二項第四号に該当するかどうかの別を記載した書面
ニ 法第二十五条第二項第四号に該当する場合（役員等のうちに同項第二

二 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その国籍）、住所、氏名及び生年月日

三 講習会の修業試験に合格した年月日

四 免許に係る家畜の種類並びに家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植の業務又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植の業務の別

五 法第十九条第一項又は第二項の処分をしたときは、その旨、事由及び年月日並びに業務の停止期間

六 免許証を書換交付し、又は再交付したときは、その旨、事由及び年月日並びに業務の停止期間

号に規定する者がある場合に限る。) にあつては、その確定判決書本

(許可証の交付)

第三十三条 都道府県知事は、法第二十四条の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した家畜人工授精所の開設の許可証(以下「許可証」という。)を交付しなければならない。

- 一 家畜人工授精所の管理番号
- 二 開設の許可の年月日
- 三 家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称
- 四 家畜人工授精所の名稱及び所在地
- 五 家畜の種類及びその業務の別

(許可証の備置き)

第三十四条 前条の規定による許可証の交付を受けた家畜人工授精所の開設者は、当該家畜人工授精所内に当該許可証を備え置かなければならない。

(家畜人工授精所の構造、設備等)

第三十五条 法第二十五条第一項第一号の農林水産省令で定める構造、設備及び器具は、次に掲げるものとする。

- 一 構造、処理室を有し、かつ、家畜人工授精用精液を採取し、若しくは注入し、家畜体内受精卵を採取し、若しくは移植し、又は家畜体外受精卵及移植する場合にあつては、その場所が外部から見えないような囲障があるもの
- 二 設備、処理室が衛生的操作並びに家畜人工授精用精液又は家畜受精卵及び薬品の保管に支障がないもの
- 三 器具イ 家畜人工授精を行う場合にあつては、その採取、検査、処理、保存又は注入に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具ロ 家畜体内受精卵移植を行う場合にあつては、その採取、検査、処理、保存又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具ハ 家畜体外受精卵移植を行う場合にあつては、家畜未受精卵の採取、処理、家畜体外受精、家畜体外受精卵の検査、処理、保存又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具ニ 家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の保存を行ふ場合にあつては、その保存に必要な器具

(開設の許可の申請者の使用者)

第三十六条 令第十三条の農林水産省令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、家畜人工授精所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者とする。

(変更の届出等)

第二十五条の二 家畜人工授精所の開設者は、第二十四条の許可に係る家畜人工授精所の名称その他の農林水産省令で定める事項を変更したときは、

その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 家畜人工授精所の開設者は、当該家畜人工授精所を廃止し、休止し、又は休止した後該家畜人工授精所を開設しようとするときは、その廃止、休止又は再開の日の一ヶ月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(開設の許可の申請者の使用者)

第三十七条 法第二十五条の二第一項の農林水産省令で定める事項は、次の事項(軽微な変更を除く。)とする。

- 一 家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称及び住所
- 二 家畜人工授精所の名称及び所在地
- 三 家畜人工授精所を管理すべき獸医師又は家畜人工授精師の氏名、住所及び登録番号又は免許番号
- 四 家畜の種類及びその業務の別
- 五 家畜人工授精所の構造、設備及び器具

第二十五条 前条の許可是、次の各号のいずれかに該当する場合には、与えない。

一 申請に係る施設が、家畜人工授精又は家畜受精卵移植を的確に、かつ、衛生的に実施するため必要な農林水産省令で定める構造、設備及び器具を備えていない場合

二 申請者が、この法律、家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獸醫師法、獸醫療法若しくは家畜商法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなりた日から二年を経過しない者である場合

三 申請者が法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前号に規定する者がある場合

2 前条の許可是、次の各号のいずれかに該当する場合には、与えないこと

ができる。
一 申請に係る施設の設置の場所が風紀上不適当である場合

二 申請者が、家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獸醫師法、獸醫療法若しくは家畜商法

又はこれら法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者(前項第一号に規定する者を除く。)である場合

三 申請者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した者(前項第一号に規定する者を除く。)である場合

四 申請者が法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに規定する者がある場合

(変更の届出等)

第二十五条の二 家畜人工授精所の開設者は、第二十四条の許可に係る家畜

人工授精所の名称その他の農林水産省令で定める事項を変更したときは、

その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 家畜人工授精所の開設者は、当該家畜人工授精所を廃止し、休止し、又は休止した後該家畜人工授精所を開設しようとするときは、その廃止、休止又は再開の日の一ヶ月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(開設の許可の申請者の使用者)

第三十六条 令第十三条の農林水産省令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、家畜人工授精所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者とする。

(変更の届出等)

第三十七条 法第二十五条の二第一項の農林水産省令で定める事項は、次の事

項(軽微な変更を除く。)とする。

一 家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称及び住所

二 家畜人工授精所の名称及び所在地

三 家畜人工授精所を管理すべき獸医師又は家畜人工授精師の氏名、住所及び登録番号又は免許番号

四 家畜の種類及びその業務の別

(家畜人工授精所の開設の許可の取消し及び使用的停止)

第二十六条 都道府県知事は、家畜人工授精所の開設者から前条第二項の規定による廃止の届出があつたときは、その開設の許可を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、家畜人工授精所が第二十五条第一項第一号に該当するに至つたとき又は家畜人工授精所の開設者が同項第二号若しくは第三号若しくは同条第二項第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたときは若しくはこの法律若しくはこの法律に基づく命令に基づく処分に違反したときは、その開設の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ぜることができる。

3 第十九条第三項の規定は、前項の規定による許可の取消しに係る聽聞について準用する。

(家畜人工授精所の種畜)

第二十七条 家畜人工授精所の開設者は、都道府県知事が畜産に関する専門的知识又は経験を有する者の意見をきいて定めた規格に適合する雄の家畜を少くとも一頭所有し、若しくは占有し、又は他人の飼養する家畜であつて規格に適合するものの家畜人工授精用精液を契約等により提供できるようにしておかなければならぬ。但し、家畜人工授精所を管理する場合のほか、その家畜人工授精所を管理させるために、獣医師又は家畜人工授精師を置かなければならぬ。

(家畜人工授精所の管理)

第二十八条 家畜人工授精所の開設者は、自ら獣医師又は家畜人工授精師(家畜体内受精卵の処理又は家畜体外授精業務(雌の家畜から家畜卵巣を採取する場合に限る。)を行う家畜人工授精所にあつては、獣医師。以下の条において同じ。)であつてその家畜人工授精所を管理する場合のほか、その家畜人工授精所を管理させるために、獣医師又は家畜人工授精師を置かなければならぬ。

(名称の独立)
第二十九条 家畜人工授精所の開設者は、その家畜人工授精所において家畜人工授精用精液の提供を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(センター又は都道府県の開設する家畜人工授精所等)
第三十条 家畜人工授精所でなければ、その名称中に家畜人工授精所たることを示す文字を用いてはならない。

第三十一条 センター又は都道府県が開設する家畜人工授精所その他の家畜人工授精又は家畜受精卵移植を行うためセンター又は都道府県が開設する施設は、第二十五条第一項第一号の農林水産省令で定める構造、設備及び器具を備えなければならない。

(農林水産省令への委任)

第三十二条 この節に規定するものほか、家畜人工授精所の開設の許可の申請手続及び第二十五条の二の規定による届出に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

六 家畜人工授精所の開設者が法人である場合にあつては、その役員の氏名及び住所

2 法第二十五条の二第一項の規定により変更の届出をしようとする家畜人工授精所の開設者は、当該変更の日から三十日以内に、別記様式第二十一号による届出書に変更事項に係る書類を添えてその許可を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

3 法第二十五条の二第二項の規定により廃止し、休止し、又は休止した家畜人工授精所を再開しようとする家畜人工授精所の開設者は、別記様式第二十二号による届出書をその許可を与えた都道府県知事に提出しなければならない。

(許可証の書換交付)

第三十八条 家畜人工授精所の開設者は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、その許可証を添え、遅滞なく、その許可を与えた都道府県知事に許可証の書換交付を申請しなければならない。
2 前項の規定による許可証の書換交付の申請は、別記様式第一二三号による申請書を提出してしなければならない。

(許可証の再交付)

第三十九条 家畜人工授精所の開設者は、許可証を汚し、損じ、又は失つたときは、遅滞なく、その許可を与えた都道府県知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による許可証の再交付の申請は、別記様式第二十三号による申請書を提出してしなければならない。この場合において、許可証を汚し、又は損じたためその再交付を申請しようとする者は、申請書に許可証を添えて提出しなければならない。

(許可証の返納等)

第四十条 家畜人工授精所の開設者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、速やかに、その許可を与えた都道府県知事に許可証を返納しなければならない。

一 次に掲げる場合 当該家畜人工授精所の開設者

イ 法第二十六条第一項又は第二項の規定により開設の許可を取り消された場合

ロ 前条の規定による申請に係る許可証の再交付を受けた後ににおいて、亡失した許可証を発見した場合

二 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失踪の届出義務者

三 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

四 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

五 法人が前二号の理由以外の理由により解散した場合 その清算人

六 家畜人工授精所の開設者は、法第二十六条第二項の規定により家畜人工授精所の使用の停止を命ぜられたときは、法第二十五条の二第二項の規定によ

り家畜人工授精所を休止したときは、速やかに、その許可を与えた都道府県

七 知事に許可証を提出しなければならない。

3 前項の規定により許可証の提出を受けた都道府県知事は、当該許可証に係る家畜人工授精所の使用の期間が満了したとき又は家畜人工授精所が再開しようとするときには、直ちに当該許可証を返還しなければならない。

(指定の公示)

第三十二条の二 農林水産大臣は、高い経済的価値を有することその他の事由により特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液又は家畜受精卵を、特定家畜人工授精用精液等として指定することができない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をするときは、あらかじめ、家畜の改良増殖に関し専門の学識経験を有する者の意見を聽かなければならない。

2 特定家畜人工授精用精液等の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

第四節 特定家畜人工授精用精液等の特例

(特定家畜人工授精用精液等の指定)

第三十二条の三 農林水産大臣は、前条第一項の規定による指定をするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

2 特定家畜人工授精用精液等の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

(指定の公示)

第四十一条 法第三十二条の三第一項の規定による公示は、次に掲げる事項につきするものとする。

一 指定年月日

二 指定する家畜人工授精用精液等に係る家畜の種類

三 指定する家畜人工授精用精液等に係る家畜の品種

法第三十二条の三第一項の規定による公示は、官報に掲載してするものと

(容器への表示)

第三十二条の四 獣医師又は家畜人工授精師は、第十三条第四項から第六項までの規定により特定家畜人工授精用精液等を容器に収めたときは、当該容器に、当該特定家畜人工授精用精液等に係る種畜の名称その他の農林水産省令で定める事項の表示をしなければならない。

する。

(容器への表示事項)

第四十二条 法第三十二条の四の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 家畜人工授精用精液にあつては、次に掲げる事項
 - イ 当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜の名前
 - ロ 当該家畜人工授精用精液の採取年月日
- 二 家畜体内受精卵にあつては、次に掲げる事項
 - イ 当該家畜体内受精卵が処理された家畜人工授精所等の管理番号
 - ロ 当該家畜体内受精卵の採取の用に供した雌の家畜及び当該家畜体内受精卵を採取するために種付けの用に供した雄の家畜の名前(牛の場合にあつては、当該家畜体内受精卵の採取の用に供した雌の家畜及び当該家畜体内受精卵を採取するために種付けの用に供した雄の家畜の名前又はこれらの個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成十五年法律第七十二号)第一条第一項に規定するもの)をいう。以下同じ。)
- 三 家畜体内受精卵の採取年月日
 - ハ 当該家畜体内受精卵にあつては、次に掲げる事項
 - イ 当該家畜体内受精卵が生産された家畜人工授精所等の管理番号
 - ロ 当該家畜体内受精卵に係る家畜卵巣の採取の用に供した雌の家畜及び当該家畜体内受精卵に係る家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜の名前(牛の場合にあつては、当該家畜体内受精卵に係る家畜卵巣の採取の用に供した雌の家畜及び当該家畜体内受精卵に係る家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜の名前又はこれらの個体識別番号をもつてその事項に代えることができる。)
 - 2 前項第一号イに規定する事項については、法第四条第一項の規定による種畜証明書が交付されていない雄の牛の名前である場合その他の雄の牛の名前を表示することが適當でないと認められる場合には、当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の牛の個体識別番号をもつてその事項に代えることができる。
 - 3 第一項に規定する事項のうち次の各号に掲げる事項については、それぞれ当該各号に定める事項をもつてその事項に代えることができる。
 - 一 第一項第一号ロ及びハ 家畜体内受精卵証明書番号
 - 二 第一項第二号ロ及びハ 家畜体内受精卵証明書番号

(容器への表示方法)

第四十三条 法第三十二条の四の容器への表示を行うに当たつては、次に掲げ
る方法で行うものとする。

- 一 特定家畜人工授精用精液等を収めた容器に表示する方法
- 二 特定家畜人工授精用精液等を収めた容器にラベルを貼ることにより表示する方法

(譲渡等記録簿)

第三十二条の五 家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等の譲受け(保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等の搬入を含む。以下この項において同じ。)、譲渡し(保存の委託を受けた特定家畜人工授精用精液等の搬出を含む。以下この項において同じ。)、廃棄又は亡失をしたときは、遅滞なく、譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失に関する事項を譲

(譲渡等記録簿の様式)

第四十四条 法第三十二条の五第一項の譲渡等記録簿の様式は、別記様式第二十四号によるものとする。

渡等記録簿に記載しなければならない。

- 2 家畜人工授精所の開設者は、前項の譲渡等記録簿を十年間保存しなければならない。

(是正命令)

第三十二条の六 農林水産大臣は、獣医師、家畜人工授精師又は家畜人工授精所の開設者が前二条の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反していると認めるときは、当該獣医師、家畜人工授精師又は家畜人工授精所の開設者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の解除)

第三十二条の七 農林水産大臣は、特定家畜人工授精用精液等について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。
2 農林水産大臣は、公益上の理由により必要が生じたときは、特定家畜人工授精用精液等の指定を解除することができる。
3 農林水産大臣は、前二項の規定により特定家畜人工授精用精液等の指定を解除するときは、あらかじめ、家畜の改良増殖に關し専門の学識経験を有する者の意見を聽かなければならない。
4 第三十二条の三の規定は、第一項又は第二項の規定による特定家畜人工授精用精液等の指定の解除について準用する。

(農林水産省令への委任)

第三十二条の八 この節に規定するもののほか、第三十二条の四の容器への表示の方針及び第三十二条の五第一項の譲渡等記録簿の様式は、農林水産省令で定める。

第三章の二 家畜登録事業

第二章の二 家畜登録事業

(家畜登録事業に係る承認)

第三十二条の九 家畜につき、その血統、能力又は体型を審査して一定の基準に適合するものを登録する事業（以下「家畜登録事業」という。）を行おうとする者は、農林水産省令で定める手続により、当該事業の実施に関する規程（以下「登録規程」という。）を定め、これにつき農林水産大臣の承認を受けなければならない。
2 登録規程においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 1 登録する家畜の種類
- 2 登録の種類及び方法
- 3 審査の基準に関する事項
- 4 登録手数料に関する事項
- 5 家畜登録事業を行う者（以下「家畜登録機関」という。）は、登録規程を変更しようとするときは、農林水産省令で定める手続により、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

- 4 農林水産大臣は、登録規程につき第一項又は前項の承認の申請があつたときは、当該登録規程又は当該変更後の登録規程の内容が、家畜改良増殖目標に即するものと認められない場合及び家畜登録事業の公正な運営を行目標に即するものと認められない場合とする。

(登録規程の承認の申請)

第四十五条 法第三十二条の九第一項の規定により登録規程（同項に規定する登録規程をいう。以下同じ。）の承認を受けようとする者は、家畜登録事業（同項に規定する家畜登録事業をいう。以下同じ。）の開始予定期日の六十日前までに、別記様式第二十五号による申請書に登録規程及び家畜登録事業の事業計画書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録規程の承認の申請)

第四十六条 法第三十二条の九第三項の規定により登録規程の変更の承認を受けようとする者は、別記様式第二十六号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録規程の承認の申請)

第四十七条 法第三十二条の九第四項の家畜改良増殖目標に即するものと認められない場合は、次のいずれかの場合とする。

うのに適切なものと認められない場合を除き、その承認をしなければならない。

5

家畜登録機関は、家畜登録事業を廃止しようとするときは、農林水産省令で定める手続により、その旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

6

第三十二条の十 国は、家畜登録事業の公正な運営を確保するため、家畜登録機関に対し、助言、指導その他必要な援助を行うように努めるものとする。

7

(国の援助)

第三十二条の十一 農林水産大臣は、家畜登録機関の業務がその登録規程に違反すると認めるときは、当該家畜登録機関に対し、期間を定めて、その業務運営の改善に関する必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(業務の停止命令)

第三十二条の十二 農林水産大臣は、家畜登録機関がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、家畜登録事業の業務の停止を命ずることができる。

一 登録規程に定める登録する家畜の種類のうちに法第三条の二第一項に規定する家畜でないものが含まれている場合
二 登録規程に定める審査の基準が家畜の血統、能力又は体型について定められていない場合

8

三 登録規程に定める審査の基準が法第三条の二第一項の家畜改良増殖目標の達成に支障を及ぼすおそれのあるものである場合
法第三十二条の九第四項の家畜登録事業の公正な運営を行なうのに適切なものと認められない場合は、次のいずれかの場合とする。
一 登録規程に定める登録手数料が著しく高額である場合
二 登録規程に家畜登録簿を公表する旨の定めがない場合

(家畜登録事業の廃止の届出)

第四十八条 法第三十二条の九第五項の規定により家畜登録事業の廃止の届出をしようとする者は、家畜登録事業の廃止予定期日の六十日前までに、別記様式第二十七号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

○家畜改良増殖法に基づく家畜登録機関に関する省令

家畜改良増殖法第三十二条の二第三項に規定する家畜登録機関の名称及び住所は、次のとおりとする。

名 称	住 所
社団法人日本ホルスタイン登録協会 (昭和二十五年十二月五日に社団法人日本ホルスタイン登録協会という名称で設立された法人をいう。)	東京都中野区本町四丁目三十八番十三号
日本ジャージー登録協会 (昭和二十五年十二月二十八日に社団法人全国和牛登録協会(昭和二十三年十二月二十八日に社団法人全国和牛登録協会という名称で設立された法人をいう。)れた法人をいう。)	東京都中野区本町四丁目三十八番十三号
社団法人日本あか牛登録協会(昭和二十七年五月三十日に社団法人日本あか牛登録協会という名称で設立された法人をいう。)	東京都府京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町五百四十六番地一
社団法人日本短角種登録協会(昭和二十七年十月五日に社団法人日本短角種登録協会という名称で設立された法人をいう。)	青森県上北郡七戸町字鶴児平七十二番地一
財団法人日本養豚協会(昭和二十四年一月二十日に財団法人日本養豚登録協会という名称で設立された法人をいう。)	東京都港区新橋四丁目五番四号
財団法人日本ヤパン・スタンドブック・インターナショナル(平成五年四月十六日に財団法人競馬国際交流協	

<p>(報告の微収等)</p> <p>第三十四条 農林水産大臣は、第三章第四節の規定の施行に必要な限度において、種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師、家畜の生産者その他の関係者から必要な事項の報告を求めることがある。</p> <p>2 農林水産大臣は、家畜登録事業の公正な運営を図るために必要な事項を定めることは、家畜登録機関から家畜登録事業に關し必要な事項の報告を求めることができる。</p> <p>3 家畜人工授精所の開設者は、毎年、農林水産省令で定めるところにより、当該家畜人工授精所の運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進するため必要があると認めるときは、種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師、家畜の生産者その他の関係者から種付け、家畜人工授精、家畜受精卵移植その他必要な事項の報告を求めることができる。</p> <p>5 都道府県知事は、前二項の規定による報告（特定家畜人工授精用精液等に関するものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、その内容を農林水産</p>	<p>第三十三条 家畜の改良増殖に關する事務を處理させるため、農林水産省に種畜検査委員を置く。</p> <p>2 種畜検査委員は、畜産に關し知識経験を有する農林水産省の職員のうちから農林水産大臣が任命する。</p> <p>3 家畜の改良増殖に關する事務を處理させるため、都道府県に地方種畜検査委員を置くことができる。</p> <p>4 地方種畜検査委員は、畜産に關し知識経験を有する都道府県の職員のうちから都道府県知事が任命する。</p>
--	--

第四章 雜則

(種畜検査委員及び地方種畜検査委員)

社団法人畜産技術協会（昭和四十年七月一日に社団法人畜産技術連盟といいう名称で設立された法人をいう。）	東京都文京区湯島三丁目二十番九号
社団法人北海道酪農畜産協会（平成二十年四月一日に社団法人北海道酪農畜産協会といいう名称で設立された法人をいう。）	北海道札幌市中央区北四条西一丁目一番地

第三章 雜則

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

附 則
(略)

(家畜人工授精所の運営状況の報告の方法等)

第四十九条 法第三十四条第三項の規定による報告は、毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後四ヶ月以内に、次各号に掲げる様式により行うものとする。

一 特定家畜人工授精用精液等に係る業務を行つてゐる場合にあつては、別記様式第二十八号

二 家畜人工授精用精液又は家畜受精卵（特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。）に係る業務を行つてゐる場合にあつては、別記様式第二十九号

大臣に通知しなければならない。

(立入検査等)

第三十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進するため必要があると認めるときは、種畜検査委員又は地方種畜検査委員に畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しくは家畜受精卵移植を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜施設の構造、設備、器具その他物件若しくは種付台帳、家畜人工授精簿、譲渡等記録簿その他必要な書類（これらは作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項において同じ。）を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り種畜の精液、家畜卵巢、家畜未受精卵若しくは家畜受精卵を収去させることができること

2 種畜検査委員又は地方種畜検査委員は、前項の規定による立入り、質問、検査又は収去（以下「立入検査等」という。）をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査等は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(センターによる立入検査等)

第三十五条の二 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、センターに、畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しくは家畜受精卵移植を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜若しくは種付台帳、家畜人工授精簿、譲渡等記録簿その他必要な書類を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り種畜の精液若しくは家畜受精卵を収去させることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査等を行わせる場合には、センターに対し、立入検査等を行う期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 センターは、前項の指示に従つて第一項の立入検査等をする場合には、畜産に関し知識経験を有する職員であつて農林水産省令で定める条件に適合するものに行わせなければならない。

4 センターは、第一項の指示に従つて第一項の立入検査等を行つたときは、農林水産省令の定めるところにより、同項の規定により得た検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

5 第一項の規定による立入検査等については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

(身分を示す証明書の様式)

第五十条 法第三十五条第二項の証明書は、別記様式第三十号による。

(センターの立入検査等)

第五十一条 法第三十五条の二第三項の農林水産省令で定める条件は、第一条各号のいずれかに該当する者であることとする。

2 法第三十五条の二第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 立入り、質問、検査又は収去（以下「立入検査等」という。）を行つた畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精又は家畜受精卵移植を行う場所の住所及び管理者の氏名（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 立入検査等を行つた年月日

三 種畜の精液を収去了した場合にあつては、当該種畜の名称並びに当該精液を所有する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

四 家畜受精卵を探取した場合にあつては、当該家畜受精卵を探取した家畜及び当該家畜受精卵の生産のために用いた種畜の名称並びに当該家畜受精卵を所有する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

五 立入検査等の結果

六 其他参考となるべき事項
3 法第三十五条の二第三項において準用する法第二十五条第一項の證明書
は、別記様式第三十一号による。

(センターに対する命令)

第三十五条の三 農林水産大臣は、第四条第一項の検査及び前条第一項の規定による立入検査等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に關し必要な命令をすることができる。

(回収等の命令)

第三十五条の四 農林水産大臣は、第十四条の規定に違反して特定家畜人工授精用精液等を譲り渡した者に対し、当該特定家畜人工授精用精液等の回収及び廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、第十四条の規定に違反して家畜人工授精用精液又は家畜受精卵（特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。）を譲り渡した者に対し、当該家畜人工授精用精液又は家畜受精卵の回収及び廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(手数料の納付)

第三十六条 農林水産大臣に対して第十条の規定による種畜証明書の書換交付又は再交付の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、センター又は都道府県については、この限りでない。

(手数料)

第十四条 法第三十六条に規定する者のうち農林水産大臣に対して申請をするものが同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、七百九十九円とする。

(行政手続法の適用除外)

第三十六条の二 第七条第一項の規定による種畜証明書の効力の取消し又は停止については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（審査請求の制限）
第三十六条の三 次に掲げる処分又はその不作為については、審査請求をすることはできない。
一 第四条第一項の規定による種畜証明書の交付に関する処分
二 第七条第一項の規定による種畜証明書の効力の取消し又は停止

（島の適用除外）
第三十七条 政府は、政令の定めるところにより、島を指定してこの法律の全部又は一部を適用しないことができる。

(権限の委任)

第三十七条の二 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができます。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。
一 第四条第一項、第五条、第九条の二、第九条の三、第十一條から第十

第五章 罰則

(権限の委任)

第五十二条 法第三十五条第一項並びに法第三十五条の二第一項、第二項及び第四項の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

二条まで、第十三条第四項又は第十四条の規定に違反したとき。

二　虚偽又は不正の事実に基づいて、第十六条第一項の規定による免許を受けたとき。

三　第三十二条の九第一項の規定に違反して、農林水産大臣の承認を受けないで家畜登録事業を行つたとき。

四　第三十二条の九第三項の規定に違反して、農林水産大臣の承認を受けないで登録規程を変更したとき。

五　第三十五条の四の規定による命令に違反したとき。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第九条第一項若しくは第四項、第十三条第八項又は第二十二条の規定に違反したとき。

二　第九条第二項に規定する事項を種付台帳に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

三　第十三条第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　第十五条第一項に規定する事項を家畜人工授精簿に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

五　第二十一条の規定に違反して、家畜人工授精師という名称を用いたときは。

六　第三十条の規定に違反して、その名称中に家畜人工授精所たることを示す文字を用いたとき。

七　第三十二条の六の規定による命令に違反したとき。

八　第三十二条の六の規定による業務の停止の命令に違反したとき。

九　第三十四条第一項から第四項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十　第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第四十一条 第三十五条の三の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第九条第三項又は第十五条第二項の規定に違反した者

二　第二十五条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第二十五条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、家畜人工授精所を廃止し、休止し、又は休止した家畜人工授精所を再開した者

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)
この政令は、昭和二十五年八月二十日から施行する。
(種畜法施行令の廃止)

附 則 (抄)

1 (施行期日)
この省令は、家畜改良増殖法施行の日(昭和二十五年八月二十日)から施行する。
(家畜改良増殖法施行令の廃止)

2 (種畜法の廃止)
種畜法は、廃止する。

附 則 (略)

2 種畜法施行令（昭和二十三年政令第二百四十一号）は、廃止する。

附 則 (略)

3 (種畜法施行規則の廃止)
種畜法施行規則（昭和二十三年農林省令第七十二号）は、廃止する。

附 則 (令和二年十月一日)
(施行期日)

第一条 この省令は、家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

第二条 この省令による改正後の家畜改良増殖法施行規則第四十九条第一号の規定は、令和四年一月一日以降の期間に係る報告について適用することとし、令和二年一月一日から十二月三十一日までの期間に係る報告については、同号中「別記様式第二十八号」とあるのは、「別記様式第二十九号」とし、令和三年一月一日から十二月三十一日までの期間に係る報告については、同号中「一月一日」とあるのは、「四月一日」とする。

別記様式第一号（別記様式第三十一号）
(略)